

# 令和5年 第6回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和5年11月24日

招集年月日	令和5年11月24日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年11月24日 午前11時10分			議長	中本 正廣
	閉会	令和5年11月24日 午前11時49分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢立 孝彦	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	4番	小島 俊二		5番	末田 健治	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		病院事業管理者	平林 直樹	
	参事	—		教育次長	—	
	会計管理者兼 総務課長	長尾 航治		教育課長	—	
	総務課課長補佐	郷田 亮		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	—		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	—		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長兼 会計課長	—		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	—		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
	衛生対策室長	—		—	—	
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年11月24日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて
議案第67号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について
議案第68号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の 一部改正について
議案第69号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改 正について
議案第70号	令和5年度安芸太田町一般会計補正予算（第4号）
議案第71号	令和5年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第72号	令和5年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2号）
議案第73号	令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第74号	令和5年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号	令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第2号）

令和5年第6回臨時会  
(令和5年11月24日)  
(開会 午前11時10分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから、令和5年第6回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日、町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第百二十一条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長、病院事業管理者です。なお、同条の規定によって、町長及び教育長から、説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から、8月及び9月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番、小島俊二議員、及び5番、末田健治議員を指名いたします。

---

日程第3. 会期の決定について

○中本正廣議長

日程第3、会期の決定についてを、議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日、11月24日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日の1日間に決定いたしました。

---

日程第4. 承認第5号

○中本正廣議長

日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、提案理由を説明させていただきます。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。町道を走行の車両のパンク事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは専決処分書の読み上げをもって詳細説明をさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和5年8月10日午後0時40分頃、町道三谷龍頭線で発生した町道走行中の事故

について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が 10,384 円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3、上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについてを、起立により採決します。承認第 5 号については、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについては、これを承認することに決定いたしました。

---

日程第 5. 議案第 67 号

日程第 6. 議案第 68 号

日程第 7. 議案第 69 号

○中本正廣議長

日程第 5、議案第 67 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてから日程第 7、議案第 69 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてまでの 3 件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第 67 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、並びに議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、並びに議案第 69 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。今回の条例改正は本年の人事院勧告に基づき、職員の給与について月例給与とボーナスを引き上げるとともに、特別職等のボーナスを引き上げるため、条例を一部改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは議案第 67 号、議案第 68 号、及び議案第 69 号について詳細のご説明を申し上げます。本年の人事院勧告でございますが、民間給与との格差を解消するための俸給表引き上げ改定、またボーナスの 0.1 月分引き上げ、そのほか働き方改革のさらなる推進等が掲げられているところでございます。これを受けまして、議案第 67 号において、町職員の給料月額を引き上げるとともに、ボーナスを 0.1 月分引き上げるものでございます。またあわせまして、この人事院勧告で期末手当の変動があった際には、特別職等においてもこれに準ずることとして、特別職報酬等審議会で答申をされているところでございます。議案 68 号及び議案 69 号において、特別職等の期末手当を同じく 0.1 月分引き上げるものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第 67 号から議案第 69 号までについてを別々に行います。議案第 67 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案

第 67 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 67 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 68 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

議案第 69 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 69 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第 69 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第 8. 議案第 70 号

○中本正廣議長

日程第 8、議案第 70 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続きまして、議案第 70 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）、令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出それぞれ 2,039 万 1 千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は、人事院勧告に伴う職員給与費等の増及び長期総合計画策定に係る費用の増が主なものでございます。あわせて長期総合計画策定支援委託料の債務負担行為についてもお願いするものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

議案第 70 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。まず 1 条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは歳入歳出それぞれ 2,039 万 1 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 86 億 6,593 万 5 千円と定めるものでございます。続く第 2 条は債務負担行為の補正でございます。1 枚めくっていただきまして、資料 1 ページ第 1 表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますけれども、財政調整基金からの繰入金 2,039 万 1 千円を歳入予算とさせていただきます。続きまして 2 ページ目、歳出でございます。上から議会をはじめとする下の教育費までの項目につきまして、この表のとおりに所要額をそれぞれ補正をさせていただくものでございます。続いて資料 3 ページをご覧ください。第 2 表の債務負担行為の補正でございます。表に明示しておりますとおり令和 6 年度にかけて策定を行います長期総合計画策定支援業務委託ということで、200 万円を債務負担行為の限度額として設定をさせていただくものでございます。それでは各補正予算の詳細につきまして、ご説明させていただきます。恐れ入りますが、9 ページ 10 ページをお開きいただければと思います。こちらの方ですけれども、先ほどの議案第 67 号から 69 号に関連いたします。人事院勧告に伴う職員給与費等への予算対応としまして、ご覧のとおり議会費、総務費に続きましてこちらは 18 ページの教育費まで続きますけれども、それぞれの項目の職員給与費や各特別会計の繰出金及び病院事業会計への補助金に関連しております。あわせて会計年度任用職員の最低賃金の対応及びその他職員の異動を含めまして、人件費としまして総額 1,723 万円を計上させていただいております。総務課からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、企画課から補正予算の説明をさせていただきます。議案書9、10 ページをお願いいたします。下段の2款総務費、2項企画費、1目企画政策費の長期総合計画策定事業でございます。合計で316万1千円の増額補正でございます。これは平成27年度を始期とする現行の長期総合計画が、来年度計画期間の10年を迎え、令和6年度で終期となります。これに伴い令和7年度以降の長期展望に立って、まちづくりの指針を明らかにする総合的なビジョンを策定することとし、本年度後半から策定作業をスタートすることとしております。そのために必要な費用を計上しております。まず報酬でございますが、長期総合計画審議会委員の委員報酬を7万5千円、需用費はアンケート用封筒など6万6千円、役務費につきましては、アンケート発送、返信の郵送料を52万円、それからアンケート集計、分析、ワークショップ運営等の計画策定支援業務の委託費を令和5年度実施分を250万円計上しております。なお22ページをご覧ください。策定業務につきましては、令和5年、令和6年で継続して業務委託を考えておるところから、債務負担行為として令和6年度分200万円を設定するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、会計年度任用職員の報酬について、最低賃金の差額をとということだったんですけど、最低賃金が今広島県で900くらい、千円に多分満たないと思うんですが、同じ仕事をしながら常に最低賃金でいいのっていうことを思っています。その辺が来年度に向けてどういうふうな会計年度任用職員の報酬について考えておられるのかということと、それから長期総合計画の策定事業の委託料を補正で組むということになっていますが、当然今年度の後半から来年度に向けてこれを策定は実施されるという見通しはあったと思うんですが、当初予算でなぜ組まれていなかったのか、突然今年度の後半からやろうということになったのか、その2点を伺います。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、会計年度任用職員の報酬、ごめんなさい、給与の額でございます。確かにおっしゃるとおりですね最低賃金に近いところでの運用ということで、いわゆる一般事務の補助というような事務に関しましては、お願いしているところでございます。これはやはり近隣の企業さん等々のやはり人の取り合いと言いましょか、そういったところに配慮もしている部分でございます。一方で有資格者が行うものの会計年度任用職員というのも設定をさせていただいております。こういったところはその職責に応じて給料表は会計年度任用職員の時間単価というのは設定をさせていただいております。来年度というお話ございました。先ほど人事院勧告の話ありましたけれども、これは会計年度任用職員においてもですね、速やかに実施をすることというふうにされておりますので、今回号給表が改定になっておりますのでこのあたりのところも当然ながら来年度令和6年度4月1日から改定をさせていただくものでございます。具体的なちよっと金額等については今協議中でございますので控えさせていただきます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、長期総合計画の策定に関する費用を補正予算で計上させていただいております。長期総合計画の終期については当然わかっておりましたので、令和5年度の当初予算の部分でのせていくという方法も1つあったかもしれないのですが、今回、今年度に入りまして他の自治体の事例でありますとか、今後どういう方針で策定を進めていくかということをして令和5年4月以降検討をしております、そこで少し時間を費やしたということがありまして、しかしながらできるだけ早い策定作業に着手したいという面もありましたので、今回臨時議会の補正ということでお願いをさせていただいたものでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、長期総合計画についての補正については、まあそういうことなんですということでもわかりました。会計年度職員さんの賃金、報酬じゃなくて賃金、給与っていうんですかね、について、一般事務の補助的な役割ということですが、でも何年も何年もね、されている人もおられますし、同じような内

容で仕事をされているという方もおられますので、町内の他企業との労働不足に関しての確保のこともありますが、しかしやはりその生活を保障していくという面ではね、その辺は考えていくべきだというふうに私は思っています。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑はありませんか。はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

はい、1点ほどこれ確認しておきたいんですけど、今後の今の長計のアンケート調査、これどういう方法でもって各世帯なのか、個人的になのか、これちょっと教えてください。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、アンケートに関しましては現在住民の皆さんから抽出した2,500名を今予定しております。これは郵送で送らせていただいて、それから郵送で返してもらうという方法と、それからウェブの方でもアンケートに参加できるような形をとらせていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○中本正廣議長

いいですか、はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

これ抽出方法、例えば、どういう人選をするというのは、そちらの方で決められるわけ。どこどこ送る、名指しで、名指しで配布されてそれを返していただくという方法。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、これは年齢のこともございますので、そういった年齢の割合から抽出する量を決めていきながら、無作為で抽出した方をお願いをしようと考えております。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

今、無作為でということなんですが、先ほどの全員協の席でも（マイクあげてください）あったんですが、委員の案、極力ね、若い人に、極力若い人にね、20年後にまだ元気でびんびんしてるような人に発送をアンケートをお願いしたい。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑はありませんか。はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい、同じく10ページの長期総合計画にまつわってなんですけれども、委託料のところワークショップ等々の事業者を選定されると思うんですけども、どのように選定されていくのかをお伺いいたします。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、こちらにつきましては、業者選定の方法につきましては今検討しておるところでございます、どのような方法が今一番効率的にできるかというのをよく検討して今後進めていきたいと考えております。

○中本正廣議長

はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい、中途半端な議論の場にならないように慎重かつ事業者の選定を行っていただきたいというふうに考えます。以上です。

○中本正廣議長

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 70 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）を起立により採決します。議案第 40 号については原案のとおり決定することに、議案第 70 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 70 号、令和 5 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決しました。

---

日程第 9. 議案第 71 号

日程第 10. 議案第 72 号

日程第 11. 議案第 73 号

日程第 12. 議案第 74 号

○中本正廣議長

日程第 9、議案第 71 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）から日程第 12、議案第 74 号、令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）までの 4 件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて説明させていただきます。議案第 71 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計の補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 1,013 万 5 千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は人事院勧告に伴う職員給与費の増及び前年度繰越金の整理に係る基金積立金の増によるものでございます。議案第 72 号、令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）。令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計の補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 632 万 6 千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は人事院勧告に伴う職員給与費の増及び前年度事業費の精算に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものでございます。続いて議案第 73 号、令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）。令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計の補正予算第 3 号は、歳入歳出それぞれ 18 万 8 千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。議案第 74 号、令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）。令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計の補正予算第 1 号は、歳入歳出それぞれ 3 万 7 千円の増額を定めるものでございます。今回の補正は人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、議案第 71 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。このたびの補正は歳入歳出それぞれ 1,013 万 5 千円を追加し、歳入歳出の総額それぞれ 8 億 5,639 万 4 千円と定めるものでございます。内訳は人事院勧告に伴う職員給与費増分が 82 万 4 千円、前年度繰越金の整理に係る基金積立金の増額分が 931 万 1 千円、あわせて 1,013 万 5 千円を増額するものでございます。続いて議案第 72 号、令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。このたびの補正は、歳入歳出それぞれ 632 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 7,315 万 1 千円と定めるものでございます。内訳は人事院勧告に伴う職員給与費の増額分が 20 万 5 千円、前年度事業費の精算に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増分が 612 万 1 千円、あわせて 632 万 6 千円を増額するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議案第 73 号、令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 18 万 8 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 4,080 万 5 千円と定めるものでございます。今回の補正につきましては、地域支援事業におきます



職員給与費の人事院勧告に伴う増額分でございます。続きまして議案第 74 号、令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3 万 7 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,846 万 8 千円と定めるものでございます。今回の補正につきましては介護予防支援事業費におきます職員給与費の人事院勧告に伴う増額分でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は議案第 71 号から議案第 74 号までについてを別々に行います。議案第 71 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を起立により採決します。議案第 71 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 71 号、令和 5 年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決しました。

議案第 72 号、令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を起立により採決します。議案第 72 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 72 号、令和 5 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決しました。

議案第 73 号、令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を起立により採決します。議案第 73 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 73 号、令和 5 年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決しました。

議案第 74 号、令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を起立により採決します。議案第 74 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。従って議案第 74 号、令和 5 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第 13. 議案第 75 号

○中本正廣議長

日程第 13、議案第 75 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第 75 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 2 号）。令和 5 年度安芸太田町病院事業会計の補正予算第 2 号は収益的収入及び支出の予定額を 1,322 万 4 千円補正するものでございます。今回の補正は人事院勧告に伴う職員給与費の増によるものでございます。詳細については担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい、栗栖病院事務長。

○栗栖香織安芸太田病院事務長

はい失礼いたします。議案第 75 号、令和 5 年度安芸太田町病院事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出、収益的収入、まず収入の方です。病院事業収益、総額が 20 億 8,994 万 8 千円、こちらの医業外収益 4 億 5,752 万 1 千円に補正予定額 1,322 万 4 千円を補正させていただきまして、総額 21 億 3,170、失礼いたしました、21 億 317 万 2 千円とさせていただくものです。医業外収益の総額は 4 億 7,074 万 5 千円でございます。支出についてでございます。病院事業費用

総額については先ほどの収益と同額でございます。第1款、第1項、医業費用でございます。現在の予定額、既決予定額でございますが、20億5,384万8千円に、補正予定額1,322万4千円を追加し、20億6,707万2千円とするものでございます。第3条について議会の議決を得なければ流用することのできない経費でございます。(1)職員給与費でございます。既決予定額12億2,006万6千円、補正予定額1,322万4千円を追加させていただき、計12億3,329万円とするものでございます。次のページでございます。1ページ目は実施計画でございます。収入の方でございます。医業外収益の方で3負担金交付金として既決予定額2億8,816万8千円に先ほど申しあげました補正予定額1,322万4千円を追加させていただきまして、計3億139万2千円とするものです。支出について医業費用でございます。給与費でございます。先ほど読みあげました同額の金額、既決予定額12億2千とんで、すみません、12億2,006万6千円でございます。補正予定額1,322万4千円、計が12億3,329万円でございます。2ページと3ページについては給与費明細書をつけております。総括でございます。補正前、人数の方は変わりません。給料の欄、合計額5億343万2千円に給料の方ですね、下の段、比較表にございます655万5千円を追加いたしまして、補正後5億998万7千円とするものです。手当については補正前、合計の方が4億533万4千円、比較表の下でございます666万9千円を追加させていただきまして、手当の合計4億1,200万3千円とするものでございます。職員の手当の内訳が下段に書いてございます。時間外勤務手当の方、補正前、5,998万円に82万円追加をさせていただきまして、6,080万円。そして期末勤勉手当の方です。補正前の方が、1億7,695万6千円、比較の欄でございます、584万9千円を追加させていただきまして、補正後1億8,280万5千円とするものでございます。次のページについて3ページについては先ほどの同額の金額、会計年度任用職員以外の職員について書いてございますので説明の方は同じでございます。4ページについては変更はございません。最後5ページです。給料及び職員手当の増減額の明細をつけております。給料については655万5千円、職員手当については666万9千円とするものでございます。説明の方は以上とさせていただきます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第75号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第75号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。従って議案第75号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和5年第6回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前11時49分閉会